

いわき市医学生応援修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来市内の病院に医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、当該病院の医師の確保を図ることを目的とする。

(修学資金の貸与契約)

第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院（第6条において「大学院」という。）を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来市内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。第6条及び第9条第1項第4号において同じ。）に医師として勤務しようとするものの申請により、その者に医学生応援修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(修学資金の額及び貸与の方法)

第3条 修学資金の額は、月額235,000円とする。

2 修学資金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）に定められた月から当該契約の相手方が大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）、毎月1月分ずつ貸与するものとする。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担しなければならない。

(契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第5条 市長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 市長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 市長は、契約の相手方が正当の理由がなく第12条の規定による学業成績表の提出を行わないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還債務の当然免除)

第6条 市長は、被貸与者が、大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに、臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下この条において同じ。）、専門研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下この条において同じ。）、医学に係る研究（大学、大学院又はこれらに類するものとして市長が認める施設における研究に限る。）又は病院若しくは医療法第1条の5第2項に規定する診療所の医師としての勤務（以下「臨床研修等」という。）に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

- (1) 市内の病院の医師（非常勤の者を除く。以下この号において同じ。）として通算して在職した期間（臨床研修又は専門研修を受けている期間において市内の病院の医師として在職した期間を含む。）のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（次条第1号におい

て「在職期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(前条第2項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が1年に満たない場合には、1年とする。次条第1号及び第9条第1項第4号において同じ。)に達したとき。

- (2) 業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第7条 市長は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、在職期間が1年以上で、かつ、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。返還債務の額に当該在職期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額

- (2) 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額

(併給時の免除)

第8条 前2条の規定にかかわらず、被貸与者がいわき市市立病院医師修学資金貸与条例(平成19年いわき市条例第6号)の規定に基づく市立病院医師修学資金その他これに類するものとして市長が別に定める資金の貸与又は給付を受けた場合における返還債務の免除については、市長が別に定める。

(返還)

第9条 被貸与者は、前3条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 第5条第1項の規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
 - (3) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事した場合において、その後継続して臨床研修等のいずれにも従事しなかったとき。
 - (4) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、最初に臨床研修等に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に2年を加えた期間を経過し、かつ、当該最初に臨床研修等に従事した日から起算して20年（育児休業をした期間その他市長が別に定める期間がある場合にあってはその期間を、市内の病院に医師として勤務する見込みがあると市長が認める場合にあっては市長が認める期間を20年に加えた期間）を経過する日までの期間を限度として市長が認める期間を経過したとき。
 - (5) 大学を卒業した後死亡したとき。
 - (6) 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。
- 2 前項の利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 前2項の規定により計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（返還債務の履行猶予）

第10条 市長は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

（延滞利息）

第11条 被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を

徴収するものとする。

2 第9条第3項及び第4項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(学業成績表の提出)

第12条 契約の相手方は、市長が規則で定めるところにより、毎年学業成績表を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(いわき市市立病院医師修学資金貸与条例の一部改正)

3 いわき市市立病院医師修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第7条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(併給時の免除)

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、被貸与者がいわき市医学生応援修学資金貸与条例（令和7年いわき市条例第2号）の規定に基づく医学生応援修学資金その他これに類するものとして管理者が別に定める資金の貸与又は給付を受けた場合における返還債務の免除については、管理者が別に定める。

第8条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。